

社会福祉法人わらしべ会 評議員等報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらしべ会（以下「わらしべ会」という。）の評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

- 2 本規定でいう常勤とは、所定週平均4日以上勤務をいう。
- 3 本規定でいう非常勤とは、所定週平均4日以上勤務に該当しない勤務をいう。
- 4 報酬は、役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会及び評議員会出席の実費弁償)

第3条 評議員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費等を支払う。

- 2 理事を兼ねる職員の交通費は、旅費規定に基づく。
- 3 その場合は、評議員会等出席簿に記録するものとする。

(評議員等の勤務報酬等)

第4条 評議員等が、評議員長の命を受けてわらしべ会及びその施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬、旅費及び実費弁償費を支給することができるものとする。

- 2 その場合は、評議員等職務証跡簿に記録するものとする。

(出張旅費)

第5条 評議員等が、評議員長の命を受けてわらしべ会及びその施設の運営のための出張に当たった場合は、別表3により旅費等を支給することができるものとする。

- 2 その場合は、評議員等職務証跡簿に記録するものとする。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(理事長及び業務執行理事の職務証跡)

第6条 理事長及び業務執行理事は、理事会において、自己の職務の執行状況を報告する。

(改正)

第7条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規定は、平成28年4月1日より適用する。

社会福祉法人制度改革のため、平成29年4月1日改定

別表1

名称	報酬（1回）	旅費等
評議員等の理事会及び評議員会出席報酬	3,000円	旅費規定に基づく

別表2

名称	報酬	旅費等	実費弁償費
評議員等勤務報酬（1時間）	1500円	旅費規定に基づく	実費

別表3

宿泊費	旅費等
20,000円を限度に実費	旅費規定に基づく